

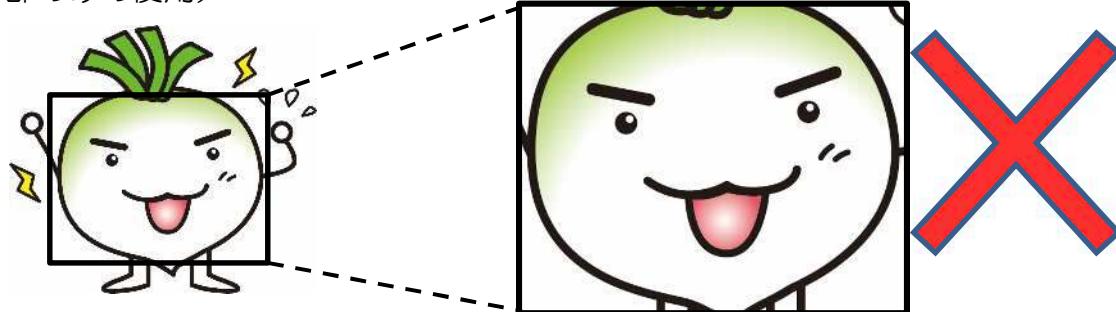
# 昭和区マスコット等デザインガイドライン

## ●昭和区マスコット等の使用について

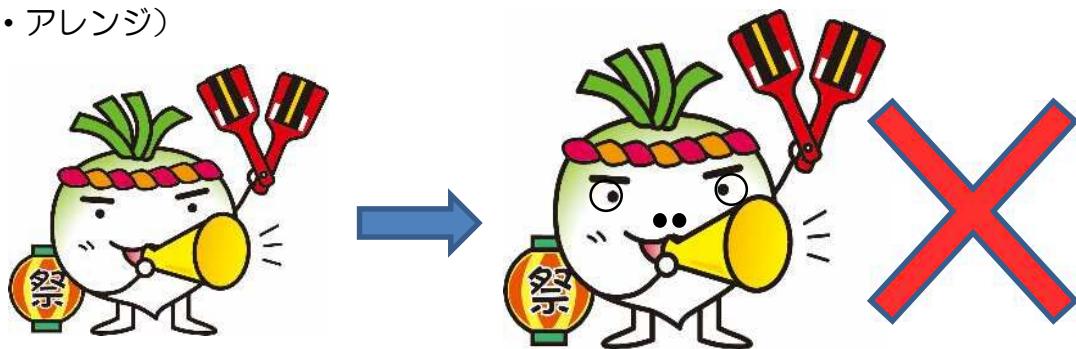
- 1) あらかじめ「昭和区マスコット等使用規程」を読み、使用条件を満たしていることを確認してください。
- 2) 景品・広告など商品以外の用途でマスコット等を使用する場合は、昭和区企画経理課（以下、「企画経理課」）へ「様式第1号 昭和区マスコット等使用申込書」を提出する必要があります。
- 3) 商品の製造及び販売を目的としてマスコット等を使用する場合、「様式第2号 使用承認申請書」、「様式第3号 商品デザインシート」及び事業の概要がわかる書類（パンフレットなど）をセットで提出する必要があります。使用承認の内容を変更する場合も同様です。
- 4) 様式は「名古屋市公式ウェブサイト昭和区役所ページ」からダウンロードできます。  
「昭和区マスコット等のイラストの使用について」で  
検索するか、こちらの二次元コードを読み取ってご覧ください。  

- 5) マスコット等のデザインデータについては、申込書または申請書に記載されたメールアドレスにお送りします。（上記の昭和区ページよりダウンロードすることもできます。）記録媒体への記録を希望する場合は、該当の記録媒体をご持参ください。
- 6) イメージの一部のみを使用したり、改変やアレンジもしくは他の図形や文字と重ねて使用したりすることはできません。また、イメージを拡大縮小する際は、縦横の比率を変えないようにしてください。

（一部のみの使用）



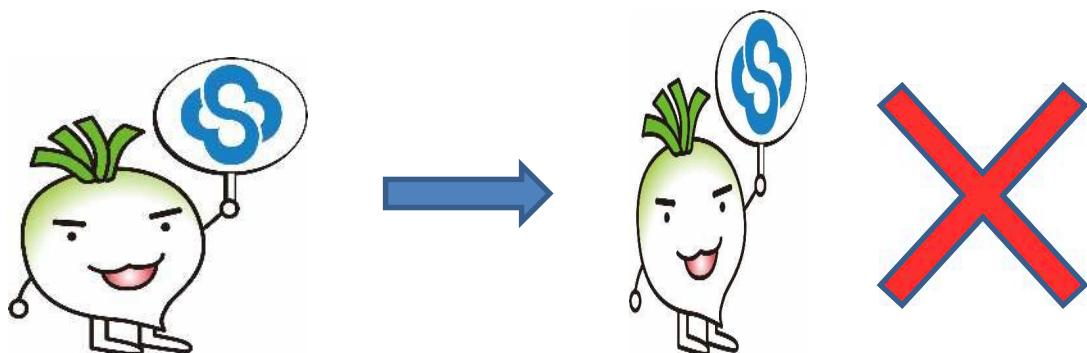
(改変・アレンジ)



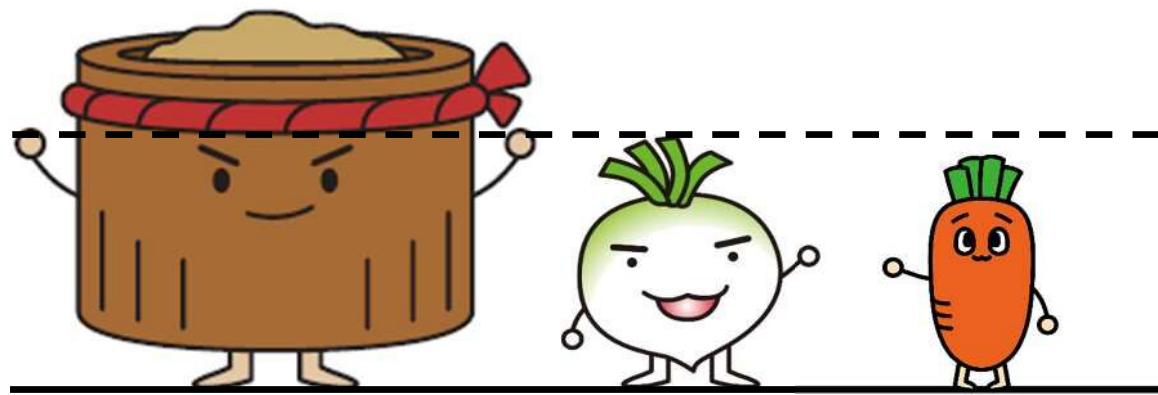
(図形や文字と重ねての表示)



(縦横の比率の変更)



7) マスコット等の相互のサイズバランスは以下のとおりです。複数のマスコット等を同時に表示する場合は、このバランスを大きく損なうことのないようにしてください。



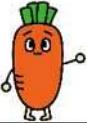
ショウちゃんの身長は  
づけえもんさんのハチマキの下側

ワークンはショウちゃん  
より、やや小さい

8) イメージの表示色を変更することはできません。

カラー、モノクロのいずれかを、そのまま使用してください。

9) マスコット等の使用にあたっては、イラストの近くにマスコット等の名称又は略称を以下のとおり表示してください。

	名称	略称
	昭和区マスコットショウちゃん	ショウちゃん
	昭和区広報キャラクター「ワーキーくん」	ワーキーくん
	昭和区広報キャラクター「づけえもんさん」	づけえもんさん

10) 書類については、電子メール、FAX、郵送のいずれか方法で名古屋市昭和区企画経理課に提出してください。

※その他、使用に関して不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ・書類提出先】

名古屋市昭和区役所区政部企画経理課

〒466-8585 名古屋市昭和区阿知通3-19

TEL 052-735-3872 FAX 052-733-5534

E-mail a7353872@showa.city.nagoya.lg.jp